

庭坂小学校 いじめ防止基本方針

福島市立庭坂小学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。), いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日 文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「庭坂小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害すると共に犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。

- ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ，集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると，その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり，通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく，殴る，蹴る，つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり，隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
 - ・ 恐喝，たかり，物を売りつけられる，「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり，隠されたり，落書きをされたり，捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり，万引きやかつあげを強要されたり，登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと，恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり，髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) のグループから故意に外される。
- ⑦ けんかやふざけあいであっても，当該児童等が心身の苦痛を感じるもの。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，次の組織を設ける。

① 「庭坂小いじめ防止対策委員会」

- ・ 構成員 校長，教頭，教務主任，(ハートサポート相談員)，生徒指導主事，養護教諭，学年生徒指導担当，PTA会長，庭坂地区青少年健全育成推進会長，庭坂駐在所，(庭坂地区町内会長代表:重大案件のとき)

・ 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- 被害児童及び保護者への継続的な支援対策，加害児童等への指導方針策定

- ・ 活動計画（定例会）6月，1月の2回，その他必要に応じて臨時で行う。
- ② 「いじめ防止対策会」
- ・ 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・担任・（ハートサポート相談員）
 - ・ 組織の役割 いじめの疑いに関する情報があつたときのいじめの有無の判定，組織的な対応のための連絡調整。（緊急会議の開催，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）
 - ・ 活動計画 いじめの疑いが発生した場合（即開催）
- ③ 「相談窓口」
- ・ いじめの相談・通報の窓口（担任及び，いじめ防止対策会構成員）
- (3) いじめの未然防止のための取り組み。
- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ② 児童一人一人が活躍できる集団作りを進めるために，居場所作りや絆作りをキーワードとして，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら，集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
 - ③ 教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施，その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
 - ④ 保護者及び地域に対し，学校基本方針及び取り組みについて公表し理解を図る。
- (4) いじめの早期発見のための取り組み
- ① 教育相談体制を整えると共に，その窓口を児童，保護者に周知する。なお，教育相談等で得た生徒の個人情報については，その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
 - ② 教育相談週間や定期的なアンケートの実施により，児童理解といじめの早期発見に努める。
 - ③ 児童に関する情報については，教員同士の共有化を図ると共に，必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。
- (5) いじめに対する措置
- ① いじめの通報を受けたとき，あるいはいじめを受けていると思われるときは，即日中に速やかに，当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うと共に，その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告し，当日中にいじめ防止対策会を開催する。
 - ② 事実の確認をもとに，「いじめ防止対策会」はいじめの可否を判定し，いじめがあつたことが確認された場合には，速やかにいじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，指導対策をたて，組織的に解決を図る。さらに事案によっては，心理，福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ，いじめを受けた児童とその保護者に対

する支援及びいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、庭坂駐在所（県警生活安全課）と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに庭坂駐在所（県警生活安全課）に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、庭坂小いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聴き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書きこんだものへの対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や庭坂駐在所（県警生活安全課）、外部機関と連携して対応する。

いじめの解消は、以下の2つの条件を持って、3か月の期間を目安として判断する。

- いじめの行為が止んでいること。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等）

3 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品、財産等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめのより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、福島市教育委員会へ迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、教育委員会の指導のもと、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート

ト等を行い、事実関係を把握し、福島市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が疎外されないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

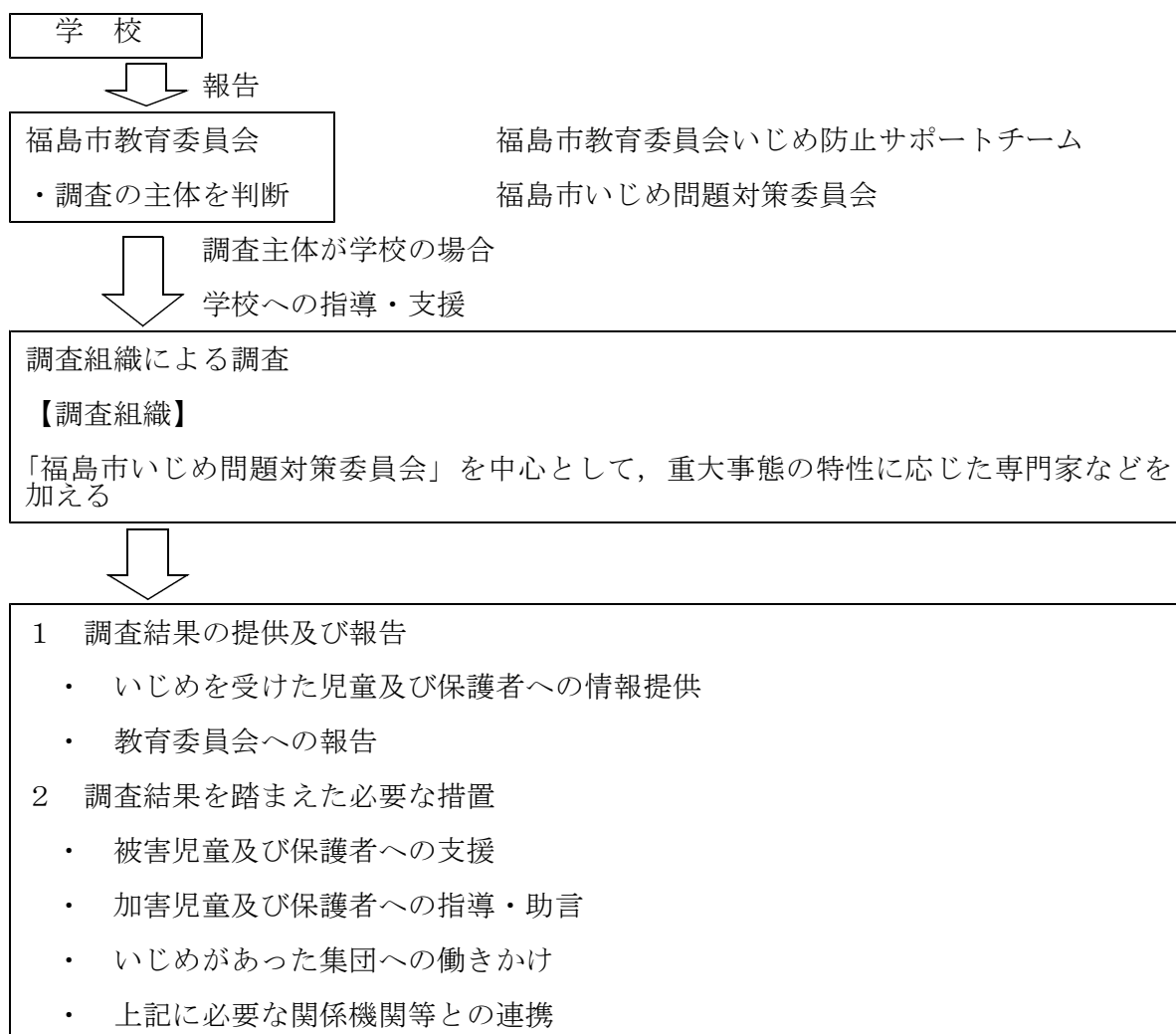
4 年間計画 （令和4年度）

	いじめ防止対策委員会	生徒指導計画	実態調査の実施計画	校内研修計画	評価計画
4月		児童生活環境調査			計画・目標の作成と提示
5月		日常観察	生活アンケート	校内研修1 未然防止と早期発見	
6月	いじめ防止対策委員会 1	梅雨時の生活			
7月		夏季休業中の生徒指導			
8月					
9月					
10月					
11月			生活アンケート	校内研修2 いじめの対応	
12月		(雪の日の生活) 冬季休業中の生徒指導			中間評価(学校評価アンケート)
1月	いじめ防止対策委員会 2	雪の日の生活			年間評価・報告 ・改善策立案
2月			生活アンケート	校内研修3 児童の経過報告	
3月		年度末年度始め休業中の生徒指導			

5 評価と改善

- ① 学期末に評価を行う。評価方法は、全職員によるアンケート及び、児童・保護者へのアンケート(学校評価)とする。長期休業中のいじめ防止対策委員会で話し合う。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応



平成26年3月22日 策定

平成29年8月24日 一部改正